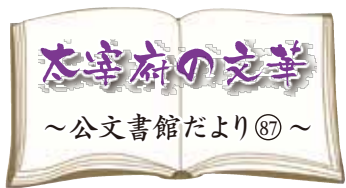


水城村での天然痘ワクチン接種

現在は根絶している天然痘は、非常に強い感染力で致死率も高く、一度罹患すれば終生罹ることはないものの、回復しても重篤な後遺症が残る恐ろしい感染症です。紀元前から存在し、日本では6世紀以降流行が繰り返され、江戸時代には誰もが患う恐れのある病として定着しました。明治に入ってから数度

の大流行がありました。が、着実に「種痘」の普及により抑え込みに成功しています。種痘とは天然痘のワクチン接種のことで、明治期にはワクチン保存法の開発や全員接種を目標とした取り組みがなされ、明治42(1909)年に「種痘法」が成立、全国で定期的に種痘が行われるようになりました。

古い役場文書を見ると、旧水城村での種痘実施についての事績が確認できます。村長から区長に宛てた照会文の控えですが、「来る19日、午前第10時より関屋・竹森屋において「定期種痘」を施行するため「別紙各人へ堅く出頭」するよう達しを出してほしい、と書かれています。明治36年



10月16日の日付で、村ではこの頃すでに定期的な種痘が場所を指定して行われていたこと(後には春に実施)、村で対象者の名簿を調整し、個々に宛てて区長名で通知が出されていたこと、忌避対策の一つか、病気を理由に接種を見送る場合には医師の診断書を必要としたことなどが分かります。

また、現在明治44年以降が残されている旧水城村の事務報告書には、大正期にかけて種痘結果の簡単な統計が掲載されています。当時村の人口は約3千人程度で、例年120人から、多い時には230人近くが接種の対象となりました。「善感」(免疫の獲得成功)と「不善感」の人数からその割合を出してみると、年ごとの差は大きく、良くて善感が被接種者の6割、時には不善感が善感を大きく上回る年もあり、種痘が普及したとはいえ、ワクチンの効果がなかなか安定しなかった様子が窺われます。

太宰府市公文書館 藤田理子

ふじた まさこ